

令和8年度 病児保育等利用料軽減補助金

“白鷹町 働くパパ&ママ子育て応援事業”

をご利用ください。

町外(置賜管内)保育施設で実施している病児保育等を利用した場合の利用料を1日あたり2,000円まで助成します。

(令和8年4月利用分から令和9年3月利用分 申請は令和9年3月31日まで)



病児保育を利用する場合は…

■利用をする前に

事前に各病児保育施設に利用登録をする。その際に、利用方法について説明があります。

■利用をするとき（施設によって異なりますが、一般的な流れです）

1. 電話で病児保育施設に予約する。
2. 医療機関(かかりつけ医)を受診し、病児保育を利用することを主治医にお話する。
3. 各病児保育施設の施設利用連絡票の保護者欄を記入後、主治医確認欄に記入していただく。
4. 施設利用連絡票や病児保育に必要な持ち物を準備しお子さんを病児保育施設へ預ける。
5. 各病児保育施設の預かり時間内にお迎えに行く。(延長保育はありません)

※預かりの対象となる疾患や時間など施設により異なりますので利用登録の際に詳細をご確認ください。

※利用料の助成申請書は、町健康福祉課こども家庭センター係、保育園、認定こども園に準備しています。

申請の手続きには、利用料の領収書、印鑑、通帳の写しが必要です。

◆置賜管内の病児保育施設

はなぞの保育園「みつばちルーム」(長井市)、美女木げんき保育園「げんきルーム」(川西町)
興道南部保育園「りんごのへや」(米沢市)、塩井保育園「すまいる」(米沢市)、高畠町病児保育施設「まほろん」(高畠町)